

平成26年第5回(9月)川南町議会定例会会議録(3日目)

平成26年9月10日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

平成26年9月10日 午前9時00分開会

日程第1	議案第 40号	川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて
日程第2	議案第 41号	川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めるについて
日程第3	議案第 42号	川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて
日程第4	議案第 43号	川南町税条例等の一部改正について
日程第5	議案第 44号	川南町国民健康保険税の条例の一部改正について
日程第6	議案第 45号	川南町プール条例及び川南町児童プール条例の一部改正について
日程第7	議案第 46号	川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第 47号	財産(備品)の無償譲渡について
日程第9	議案第 48号	財産(土地)の処分について
日程第10	議案第 49号	平成26年度川南町一般会計補正予算(第4号)
日程第11	議案第 50号	平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号9)
日程第12	議案第 51号	平成26年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第13	議案第 52号	平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第14	議案第 53号	平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第2号9)
日程第15	議案第 54号	平成26年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号)
日程第16	議案第 55号	平成26年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号)
日程第17	議案第 56号	平成26年度川南町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第18	議案第 57号	平成25年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について
日程第19	認定第 1号	平成25年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第20	認定第 2号	平成25年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について
日程第21	認定第 3号	平成25年度川南町水道事業会計決算認定について

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 山下 壽 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長日 高 昭 彦 君	副町長山 村 晴 雄 君
教育長木 村 誠 君	会計管理者・ 会計課長橋 本 正 夫 君
総務課長諸 橋 司 君	まちづくり課長永 友 尚 登 君
産業推進課長押 川 義 光 君	農地課長新 倉 好 雄 君
建設課長村 井 俊 文 君	環境水道課長大 山 幸 男 君
町民健康課長三 角 博 志 君	教育課長米 田 政 彦 君
福祉課長篠 原 浩 君	税務課長杉 尾 英 敏 君
代表監査委員中 村 守 君		

午前9時00分開議

○議長（竹本 修君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1 議案第40号 「川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて」

日程第2 議案第41号 「川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めるについて」

日程第3 議案第42号 「川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて」

以上3議案を一括議題とします。

これから本3議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第40号の提案理由と補足説明では、川南町内には該当する施設はないとのことですが、この条例を読んでもその内容がわかりません。引用している厚生労働省令の項目番号を参照しなければなりませんし、その厚生労働省令の理解が必要になります。

来年の4月から実施が予定され、国の示した基準をもとにした新制度の条例の提案ですが、住民への周知はしたのか、関係者に周知はしたのか、今後予想される問題点はないのか伺います。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

住民の周知は、したかということですが、これにつきましては、まだ現在していない現状でございます。

議案第40号につきましては、補足説明でも若干述べさせていただきましたが、通常の20人以下の少人数保育の規定をうたった項目でございまして、この部分に関して、現在、川南町内に事業所が存在しないということで御説明申し上げております。この部分につきましては、新しい計画の中でそういう部分の計画が固まりましたら、周知等、そういう広報等を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

濟いません。説明が足りませんでした。条例等こういう部分の議会の議決承認なしには住民周知できませんので、今回の条例提案の状況で可決されましたら、周知等に努めたいと思います。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 条例ができた後に住民には周知したい、説明したいということで、そのようにお願いします。

議案第41号について質問します。「川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定めるについて」は、この条例も、内閣府令、2014年度第

39号で示された基準をそのまま定めようとするものですが、新制度について町民に対して、これも条例ができてから周知するのでしょうか、保護者への説明、それと、新しい保護者への新しい負担が生じることへの見解はいかがか伺います。

○福祉課長（篠原 浩君） 内藤議員の御質疑にお答えいたします。

この議案第41号につきましては、川南町内、現在存在しております保育園であります保育所とか幼稚園、そういう部分に関しましては、子ども・子育て支援法施行の際に、現存する施設は確認があったものとみなされるということで、現在運営されてるところは、既にこの新しい法律に移行したとしても、既に確認がされたものとみなすということになっております。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 議案第42号「川南町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めるについて」は、児童の対象が拡大したことに伴い、学校等の既存公共施設を積極的に活用することができるのか。第3条に「保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聞き」とあるが、どのように意見を聞いているのか、計画はあるのか。

以上、質問いたします。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

今回の法改正によって、対象となる児童が小学校6年生まで引き上げられたことから、利用人数の把握、参加、参入する事業者数の把握及びそれをもとに保護者が負担する金額等を試算したいというふうに考えております。また、利用人数が増加することも予想されますので、各学校の放課後の教室の活用についても協力を求めていくように考えております。

以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号、議案第41号は総務厚生常任委員会に、議案第42号は文教産業常任委員会にそれぞれ付託します。

日程第4 議案第43号 「川南町税条例等の一部改正について」

日程第5 議案第44号 「川南町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第6 議案第45号 「川南町プール条例及び川南町児童プール条例の一部改正について」

日程第7 議案第46号 「川南町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について」

以上4議案を一括議題とします。

これから本4議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（川越 忠明君） 議案第43号「川南町税条例等の一部改正について」ですが、これは上げた下げた、なかなか……。

○議長（竹本 修君） マイクを近づけてください。

○議員（川越 忠明君） 自動車取得税が下げたことによって、自動車税が増額になるということになっておりますが、新規取得された3輪以上軽自動車等の新車の税を1.5から1.25引き上げると。次に、平成27年度課税分から適用しようとするものですが、そのため平成26年度までに取得した3輪、軽自動車等については、改正前の税率を適用するとなっておりますね。

次に、軽自動車税のグリーン化を進める観点から、平成28年度時点で14年を経過した3輪以上の軽自動車については、その税率を約1.2%引き上げるというふうに書いてありますが、改正前の税率を適用すると、この今までの自動車税ですけれども、これはこのままずっとですか、それともどこかであれするわけですかね。

それからこのグリーン化の問題については、これはもうそういう排気ガス、いろんな面でこうなったかと思えますけれども、これは1年おくれて28年度からとなっておりますが、ちょっとこれ、わかりやすく説明していただきたいと思えます。仮に例えば、わかれば、今、軽自動車税で乗用車で1.2とか1.25とか掛けた場合、どんくらいになるんですかね。

○税務課長（杉尾 英敏君） ただいまの川越議員の質疑にお答えいたします。

平成27年度課税分から適用するということでありまして、平成27年度の課税に関しましては、4月1日現在が課税日となっております。その関係で、3月31日までの分につきましては、今までの現行どおりの7,200円で課税をしたいというふうでございます。

それから税率でございますが、乗用の自家用車につきましては、現行の7,200円を1.5倍、10,800円に増額するものでございます。そのほかにつきましては、営業用に関しましては5,500円が6,900円、それから貨物用につきましては、営業用が3,000円が3,800円、自家用につきましては4,000円が5,000円に引き上げるというものでございます。

それから14年を経過したものにつきましては、平成28年4月1日から適用するものでございまして、軽三輪につきましては3,900円が4,600円に、四輪以上で乗用の営業用は6,900円を8,200円に、自家用につきましては10,800円を12,900円に、貨物用の営業用は3,800円を4,500円に、それぞれ引き上げるものでございます。

以上でございます。

○議長（竹本 修君） ほかにありませんか。

○議員（川上 昇君） 議案第43号「川南町税条例の一部改正」なんですけど、ただいま川越議員のほうからも質問がありましたちょうどその部分なんですけども、補足説明のときに、減額分を補うために、これは自動車取得税交付金が減額になるというところの部分ですが、その減額分を補うために政令で示されている基準に従いというそういう説明だったんで

すが、それぞれ具体的に1.5倍だとか1.25倍だとかありますけども、この具体的な倍率というのが政令で示された基準なんでしょうか。それとも基準ていうのはある程度幅があって、例えば川南の場合はこの部分をとるとか、そういうことなんでしょうか。それが1点。

それからもう1点は、14年を経過した三輪以上の軽自動車税、先ほどちょっと説明があったんですが、その税率を約、約1.2倍に引き上げようとする。この約っていうのがあるんですけども、約っていうのは見ようによっちゃ、捉えようによっちゃ非常に曖昧な表現なものですから、これどういうことなのか。

以上2点、お願いします。

○**税務課長（杉尾 英敏君）** ただいまの川上議員の御質疑にお答えいたします。

まず、政令で示すに従いということでありまして、これは平成26年3月31日に、それぞれ総務大臣のほうから公布された通知が来ております。それに従いまして、今回の議会にかけるものでございます。

それから、グリーン化に14年経過した三輪以上の軽自動車について約1.2倍ということでございますけれども、これは全て、通知が来た内容につきましては1.2倍という形になっております。

以上です。

○**議員（川上 昇君）** 私が先ほど質問したのは、その政令で示されている基準ていうのが1.5倍あるいは1.25倍だとか、そういう具体的な倍率で来てるのかどうかですね、その基準が。

それと、同じ質問なんですけども、その約1.2倍っていう、先ほどの説明だったらこの約って言葉は要らないんじゃないかと思うんですけども、もう一度説明をお願いします。

○**税務課長（杉尾 英敏君）** 政令で示されている基準が1.5倍、1.25倍、14年経過したものについては1.2倍という形で来ております。

以上です。

○**議長（竹本 修君）** ほかにございませんか。

○**議員（内藤 逸子君）** 議案第43号「川南町税条例の一部改正について」ですが、町民にとってどういう影響があるのか、町民にとってはどうなるのか、メリットとなる対象者はあるのか、お尋ねします。

それと、44号の「川南町国民健康保険税条例の一部改正について」ですが、被保険者にはどういう影響があるのかお尋ねします。

○**税務課長（杉尾 英敏君）** ただいまの内藤議員の御質疑にお答えいたします。

町民に対する影響ということでございますが、この改正に伴います影響でございますけれども、まず、原付軽二輪及び小型二輪等の引き上げについてでございますけれども、平成26年4月1日現在の登録台数が1,732台あります。これがそのまま27年度課税においても登録されたとした場合は、約200万円の増額という形が見込まれるところでございます。

それから、三輪以上の軽自動車につきましては、平成27年度の課税日が4月1日現在であることから、新車登録が4月1日に限定されます。補足説明でも申し上げましたけれども、平成26年度までに取得した三輪以上の軽自動車税につきましては、改正前の税率を適用するということでございますので、平成27年度課税分につきましては、本年並みというふうに思われますけれども、平成28年度課税見込みにつきましては、平成25年度の新規登録車台数が1,221台あります。平成27年度も同数であるとした場合は、平成28年度課税におきまして約350万円等の増額が見込まれるところでございます。

以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。（「回答がない」と呼ぶ者あり）

○税務課長（杉尾 英敏君） 被保険者の影響につきましては、本町につきましては、旧ただし書き方式という全国のほとんどの団体が採用している方式を採用しているために、特段の影響はないというふうに考えておまして、規定上のあったものを廃止したものでございまして、本条例の整備を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号から議案第46号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8 議案第47号 「財産（備品）の無償譲渡について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第47号で「財産（備品）の無償譲渡について」ですが、これはなぜ無償であるのかお尋ねします。

○農地課長（新倉 好雄君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

この議案に関しましては、平成24年、25年に国営造成施設、操作体制整備型の事業で、ダムを維持管理するための、将来の維持管理するための備品を購入することを主に目的とした事業であります。平成25年度に国営事業が完了したことにより、ダムを管理委託を受ける尾鈴土地改良区連合のほうに無償で譲渡するということで、今回議案を提出させていただきました。

以上でございます。

○議長（竹本 修君） ほかにありませんか。

○議員（児玉 助壽君） この備品は、今、こん、切原ダム事業所内にあるとが主なもんね。

それと、今、町で町有財産のように、町有財産になるのか。町のまえ、ここで事務しよったがよ。それか、その、今、切原ダムのとこ、あれあそこに事務所がある備品、どっちね。

○農地課長（新倉 好雄君） 児玉議員の御質問にお答えいたします。

今回提案さしていただきました備品等に関しましては、現在は尾鈴土地改良区連合の事務所及び切原ダム管理棟の中の倉庫等で管理をしております。ただ現在のところ、所有は川南町になっておりますので、川南町のほうの備品台帳で管理して、そちらのほうで監査を受けております。

で、今回の議案、提案さしていただきましたけれども、議決いただきましたら、全て土地改良区連合のほうで台帳とも管理をしていただくことになっております。

以上でございます。

○議員（児玉 助壽君） 形はどうあろうとも、これ町有財産じゃけじゃがよ。まあ、無償譲渡はええか悪いかちゅう問題になるけど。ほとんどこれは国の補助事業で購入した部分が多いちゅう思うけど、何してそんで町有財産になるわけだかいよ。無償譲渡いかなもんかなと思とっちゃけん。

はい、いいです。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第9 議案第48号 「財産（土地）の処分について」を議題とします。

質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 「財産（土地）の処分について」ですが、この地域は通学路も通っているんですが、これを売るということをどういう方法で決めたのか。また、この会社はどのような会社なのか、町は発電事業参入は考えないのか、伺います。

○総務課長（諸橋 司君） ただいまの質疑にお答えをいたします。

まず、通学路の関係なんですが、この会社は再生可能エネルギーであります太陽光発電の取り組みをしたいということで払い下げの申請が出ております。唐中の近くなんですけど、近隣の方々に御迷惑となるような騒音等とかそういう心配がない施設でありますので、今回提案をしております。

払い下げを希望しておりますアルファチャーラー株式会社につきましては、全国各地で17カ所、メガソーラー発電所の開発から設計、施工、保守管理等を行っておる商社でございます。

近くでは、都農町でも8メガのメガソーラーに取り組んでおる会社でございます。

以上です。

○議員（山下 壽君） この相手会社の件なのですが、実は都農町の和田橋の上、あっこをここの会社が開発してるんですよ。あの開発の状況を見る限り、非常に心配されるような造成をしちよっとですけども、そこあたりは大丈夫なのか、私も非常に心配する造成の仕方の一つではなかったかなど。あの田口商店あたりには大雨が降るとかなり危ない状況のような造成が、実に雑な業者がやっと思ったもんですから、そういうようなことがあると、きのう同僚議員の中から、太陽光発電での2次災害大丈夫かというような質問、大分あったわけですが、そこあたりは大丈夫なのか、再度お尋ねしたいと思います。

○総務課長（諸橋 司君） ただいまの御質疑にお答えをいたします。

今回の払い下げにつきましては、いろいろクリアをしなければならない条件がございました。1つに林地開発の協議、それから菅原地区の水利権者の同意取得、払い下げを申請する町有地の隣接者の同意取得と原因者負担で現地測量を行うということの条件がございました。

まず、林地開発の申請につきましては、現地の開発面積が1ヘクタールを超えるということで、県との協議をさせていただいております。当初、本町に相談があったのが、町有地、新茶屋一帯の町有地6万4,000、約300平米ですね、その払い下げの希望があったんですけど、その中で新茶屋児童公園と町道新茶屋溜池唐中線、そこが分筆がされておらず、その分筆も原因者負担でさせていただいております。

それと、新茶屋溜池の水利権者の協議の中で、水源涵養林として残していただきたいという希望がありまして、それについては払い下げの申請に入れたいということで、その部分が約3万700平米、これは除いております。

それとさらに、林地開発の協議の中で、残置森林を25%以上確保しなければならないということで、残置森林分、これは会社を買収した、払い下げを受けた、支払いをした中の2万6,404平米のうちの8,956平米、約8,950平米を残置森林として開発しないでそのまま残すということで約束もできております。

太陽光に伴う排水の件なんですけど、新茶屋溜池に面しておりますので、新茶屋溜池が満水でなかった場合には、調整池としての役目は果たすんじゃないかなということで考えております。

以上です。

○議員（山下 壽君） 今、話がありましたように、湿原、川南町の唯一あります湿原にも近いということもありますので、ぜひこの案件が可決した場合でも、監督等については十分やっていただいて、そういうものに影響が出ないように、くれぐれもお願いをしておきたいと思っております。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（濱本 義則君） 今、山下議員のほうからも湿原に近いということで、非常にこの

湿原の植物等には、非常に自然に敏感じゃないかなというふうに思っております。

それからもう1点です。これはどういうことかもわかりませんが、何か近くの民有地も買い上げて一緒にという話もあるようでございますけども、もしそういった大規模な太陽光発電をされた場合に、それだけでなく今、気象状況っていうのが非常に変わってきております。この発電によって、その湿原に対する影響がどれくらいあるのかということを専門の方に御相談をされたかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（竹本 修君） 暫時休憩します。

午前9時32分休憩

.....
午前9時33分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの濱本議員の御質問にお答えします。

新茶屋地域の希少植物につきましては、4月8日に専門家の方を踏まえて協議を行いまして、4月の27日、5月17日の両日に希少植物の移植が完了しております。

以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（米山 知子君） 今までの質疑の中で、大体私が疑問に思ってきたことは大体わかってきたんですが、まず第1点は、この中で払い下げを申請する町有地の隣接者の同意取得ということで、いわゆる総面積、もしこのアルファチャーラーという会社がソーラーをつくる場合に予定してる面積は、町有地の場合は2.6平米が今度払い下げですけども、その中から残置森林とかで残すというのがありますけれども、全体でどのくらいの面積を使うソーラーの計画をしてるのかということ。

それと、この会社は私もネットで見たところ、非常に全国各地で太陽光の事業をしてるようですが、一番目にするところは、山下議員も言われましたように和田橋の上のところだと思います。本当にびっくりするように、まる裸に山がなっております。で、これは、いつ、どうなるんだろうと思ったら、まる裸のままなかなかそれから進展しないと。それを進展しないのを考えたときに、昨今のソーラー事情を見ますと、用地になってるけれどもその先の工事がとまっているというところが多々見受けられるんですね。

その原因が何かはわかりませんが、このソーラー事業が、いわゆる国の政策によってこれは儲かると、いわゆる20年間の買取価格っていうのはある程度提示されて、これはビジネスになるということで、いろんな業者が取り組んできたと思うんですけども、いわゆる持続可能なまちづくりを考えたときに、20年先、この政策が変わったときに、この広大なソーラーの跡地がどうなるのかと、そこまでをやっぱり考えてこういう町有地の払い下げはしないといけないんじゃないかと。

しかも先ほどから出てますように、国道10号線の近くで、近隣には中学校がありますし、

川南の湿原もあります。そういうところに巨大なソーラー施設ができて、もしかしたらそれが全部事業として成り立たなくなった場合には、こういう会社はそのままの状態ですべて撤退するという可能性はあると思うんですね。そういうときには一体どうなるんだろうかと、そこあたりが非常に危惧されるんですが、そういったところの御意見、考えというのをお聞かせいただきたいと思います。

○総務課長（諸橋 司君） ただいまの質疑にお答えをいたします。

今回の太陽光発電に伴う開発については、民地の買収面積については把握をいたしておりません。ただ、この新茶屋地区に6.6メガワットの発電規模のソーラー発電所を建設するという計画で聞いております。発電の電力につきましては、一般家庭で約2,200戸分の電力を賄うことが可能ですよということでお聞きをしております。

太陽光の業者が撤退した、その心配をされてる件につきましては、耐用年数が20年ということで聞いておりますけど、そういうことがないように県との林地開発の協議とかその他の中で、会社のほうには協議をしていきたいと思っておりますし、そういう問題につきましては、ここに限らず町内太陽光発電で開発されてるところが多々ありますので、町内全体を考えて検討していくことかなというふうに考えております。

以上です。

○議員（米山 知子君） 全体の民有地を含めた全体像を把握してないというのは、これは非常に片手落ちではないかと思うんですね。都農町の総面積、どれくらいこのアルファチャーラーという会社を買収してるのか、私、ちょっと記憶ですので、恐らくこの今回の町有林の払い下げているのは2.6ヘクタールぐらいですけれども、何十ヘクタール、10ヘクタール以上だったような気がします。20ヘクタール近くを買収してるんじゃないかと思うんですね。

それを考えたときに、町有地だけの問題で考えるのではなくて川南町全体で考えないと、役場は町有地の管理だけをしていればいいというものではないと思うんですね。川南町が行く末どうなっていくのかというのを考えたときには、必ず民有地も含めて、こういう開発のときには考えていかななくてはならないことだと思うんです。

ぜひこれは、大体どれくらいの規模でこの会社が計画をしているのか、それは絶対把握しておかなくちゃいけないことですし、私たちがそれをイメージしたときに、この一帯のどれだけの面積がそのソーラーのパネルで埋まるかというのが、まずイメージできないですよ、この2.6ヘクタールという面積では。私、最初この面積見たときには、非常に少ないと思ったんですよ。たった2.6ヘクタールぐらいで、今さら何のソーラーでできるんだろうかなと思ったら、周りの民有地も含むらしいよということで、そしたら今のお話では、全体で相当な面積数になっておりますよね。

ですから、周りの民有地はもう今、後継者もいなくてどうしようもないと、ある程度売れるところがあれば売れると、売りたいという希望があるところはもうよくわかります。ですけどもそれに乗ってしまって、じゃあいいがいいがということで、全部そういうことにこ

の事業につき込んでしまうと、さっきも言いましたけれども、いわゆる20年後の川南町の姿、いいことばかりではない。もちろん事業が継続できればいいですけども、今の状態では事業が継続できるかっていうのは、始まったばかりのときでも、今非常に暗雲が立ち込めているんじゃないかと思うんですね。

買取価格もだんだん下がってきております。そうすると、事業として成り立たなくなったら、事業者は必ず撤退しますね。そのときには一体どうなるのかと。学校の近くの10号線沿いですから、川南町でいえば一等地のはずです。そういうところが、その事業者が撤退して荒れ地になってしまうと、そういうことがある程度予測できるんじゃないかというようなことも、非常にマイナス的な考えですけどもそういうことも考えられるんですが、そこ辺の検討はちょっと不十分ではなかったかなと思います。

○総務課長（諸橋 司君） ただいまの御質疑の中で、現地が一等地っていう表現がございましたけど、今回払い下げの提案を決定した中に、現地は湿原地でございます。そういうことで、会社とかそういうところに誘致ができるような土地でもなかったもので、今回払い下げの申し出がありましたので、今回提案したとこでございます。

以上です。

○議員（米山 知子君） ぜひこの全体像を、ちょっとはつきりと聞かせていただきたいと思います。それ今、調べてませんということでしたけれども、町有地を含めてどれくらいの面積が計画されているのか。そして、私単純に計算したときには、大体反当60万ぐらいの売買価格ですよ、この金額と面積と割ると。近隣の民有地は一体どれくらいで買収されたのか。

恐らく、もう土地が、買い手があれば売りたいというところであれば、まあそれ以上の値段かもしれないというようなこともあって、それならもうよく気持ちはわかるんですが。町も町有地もこれも売ると、ソーラーとしての事業になるからと。そういう方たちにとっては、もうこれが潰れた場合にはせっかくの売り手があったのになくなると、そういうこう何か残念がられるという気持ちもわかるんですが、何かその全体像がわからないと何ともイメージできないですので、その辺をちょっとはつきりさせていただきたいと思います。

○総務課長（諸橋 司君） 会社の事業計画につきましては、都市計画法という開発行為にも当たりません。だから、本町のほうに申請が上がってくるものでもありませんので、林地開発の申請では県のほうに申請するということですので、その協議の中で中身について検討していきたいと思っておりますし、民地の面積とかそういうことにつきましては、またこのアルファチャーラーのほうに問い合わせ、規模等は調べたいと思います。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 現在、この太陽光発電事業は黒字が出とつとこが8割、あと2割は赤字ちゅうような状況やつとやがよ、小林もこの送電網の影響で発電事業を中止した。またうちん上も中止が決定したようなこつ言いよるがよ。ほたうちん上を見たらわかるごつ、

雨が降ったら土砂がどんどん流れてきよっちゃがよ、裸になっって。

そげなこと考えてよ、何すつと、今こら林地開発ちゅうこつは、これは木を伐採するわけだがよ。聞けば、溜池じゃの湿原、溜池ちゅうこつは大体湿地じゃと思うとよね。ちゅうこつはこれ伐採した場合はよ、ここ辺が相当な影響が出つと思つたがよ。何でかちゅうと、この施設そのものが、水は排せつして中入らんような構造なつとるわけだから、恐らく溜池にも影響は出るじゃろと思うけども、溜池どっちにつくつとか知らんけんよ。もし溜池のその水が全部流れちゅけ溜池がふえたら、周辺にこうあふれる状況じゃっちゃけんよ。そこ辺のこと考えておまえ何せんがよ。

して、ましてやそういう状況じゃわ、発電の費用が莫大にかかちゅことなつたらよ、排水管理や何や丁寧ななんがでけんと思わちゃけんよ。調整池か何かつくる計画もあつと。そげなことしよつたら、おらますますこら採算とれんなつと思わちゃけんよ。何して調整池をつくつて、この溜池があるこつは湿地じゃとまうとよね。湿地におま、こげなことつくつたら、おら周辺の地域は水浸しになってねかしらんと思わちゃけんよ。その木を切るとなつたらど。そら水、涵養保水するなんがねなつてやかい。どげな考えでそういうなんをしとつたかわからんけど。

耐用年数が20年で見ていくようなこと言いよるけど、課長あんたにもう長うせんうちにやめて20年監視はでけんはずじゃが。まこつよ、おら、きのうも言いよつたけんよ、やっぱ、それすつとやった責任を持つてするよなことせんよ。監視するも何も言つて、もう長うせんうちに退任になつてか、どういふて監視するとかと思つたわけやけんよ。

○総務課長（諸橋 司君） まず、第1点目の変電所の建設の負担でしょうかね。これにつきましては、アルファチャー株式会社自体が九電のほうに届けておりますので、今ちょっと問題になっております、原因者負担で変電所の負担をしなくてなならいということは心配しなくていいみたいです。

それから、先ほどちょっと説明をいたしましたように、水源涵養林として約3万700平米、それから残置森林として8,950平米、あわせて3町9反ぐらいは開発をしなくて残すということで計画がなっております。私がちょっと調整中ちゅう表現をしたもんで勘違いされたのかもしれないけど、新茶屋溜池の池自体が満水でなかった場合には、調整池としての役目も果たすのではないだろうかということと言つたところでございます。

それから、先ほどの米山議員の、周辺の民地の買収面積がどのくらいかというお尋ねで、私手元に資料がなかったもんですからお答えできなかったんですけど、民地を1万4,700平米買収がされております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 総務課でとんでもねえこつ言いよるけんよ、溜池が調整池みたいなこと考えほつたら、溜池が溢れるわね、したら、あんた。この2.6ヘクタールが溜池があふれたなんだせんわけだが、重量挙げでんわかつとつとかね、あんた。55なんか100グラ

ム乗せたらよう挙げんと。2.6ヘクタールの、その今の町有地がどれだけ水を保水してきたか、わかっとなって言うとならいいんどんよ。

そら林があるからじわじわ溜池向け流れるかい、いいけんど、そらおま1時間に80ミリ100ミリ降ったときの雨が溜池に流れたとき、その計算したことがあつとね、したら。それほいあるかい大丈夫じゃちゅうあるけんど、全体にその木が生えとったかい溜池が正常な形であったと場合はよね、これちつと手加えたらおら溢れると思うちやが、ましてそれを調整池の何のちゅう考えしとったらよ、とんでもねえ話だがよ。溜めた池、水はどっか違うところに流さんかったらよ、こらとてもじゃねえが大変じゃ。

かりにけん菅原地区水利権者がおつとまうわ、この菅原地区みつけ流れちく何も問題が起きつとまうが、ここん溜池、調整池の何の言いよつたら。もうあの俺があつこの牧場、発電所せいち言うたの、俺もう考えがねえしてかばかみみたいなこと言うたと思われたけんど、あの時代と違うよ。あの時はね、ものすげえ条件がえかったかい何だったけに、今はもうその条件的によ、そげな条件じゃねえと、ましてこれをもうまた、うちん上ごち開拓して、そのままほつたらかして何もせんちゅうようならよ、とんでもねえ話やしよ。

まだ都農うえが設置されとらんちやろ。ちゅうことは、おら発電も経費がいつてか引かれんと思うとがけんどよ。話がどっか日向かい大きな電線を引っ張ってこんならんとか何とかいう話もあるがよ。そんげな状況にあつてよ、こげなことしよつたらよ、これ大変じゃぞ。

○総務課長（諸橋 司君） ただいまの御質疑にお答えをいたしますが、先ほども説明をしております。2万6,404平米のうち、8,956平米は開発をいたしません。だから、実際あの町有地2万6,404平米払い下げる中で、アルファチャーラーが太陽光発電として開発する面積につきましては、1万5,487平米ということになっております。

それから排水の関係なんですけど、これにつきましては菅原地区の所有物でもありますし、これは当然菅原地区の同意をいただいて、今回提案をしているものでございます。それから排水については、最近ゲリラ豪雨ちゅうか、思いもかけない大雨が降ることもございます。林地開発を業者のほうでする中で、そういう心配があるということは町の意見書として県のほうには上げたいと思います。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 何にして、何ヘクタール開発しよう思てんよ。大体湿地帯やここへんが。そんげなとこ開発したら、おら問題、菅原の水利権者もそげな被害受けとらんかい、何と思うとらんけんかもしれんけんど、銭をもろうたか何かしらんけんど。実際に総務課長の今、伊倉の上見てみない。道路は川んごとしとつとやがよ。あの造成仕方が悪いと。町道と民地と今、開発しよつとことの間境目が、町道と路肩とその施設の用地との境目のなんが狭くなつとるとよ。側溝も掘られんような状況になつとつとやけどよ。

あの何も問題ねえごと言つたけんどよ、買った土地は絶対一寸じゃああのですわ。前でそげなええかげんな開発しとるやつがよ、側溝つくるための用地をあくるかちゅたら、

恐らくあけんと思うけど。この業者が排水側溝施設の周りにつけて、自費でね、あっこへの用排水路向け流すぐらいの排水路を別つくるようななんがあつとですか。

○総務課長（諸橋 司君） 会社自体が計画をしてます事業計画については、中身については把握をしております。林地開発の申請の中で、そういうことが明らかになると思います。先ほども申しましたように、林地開発となれば、町のほうにも意見書を県のほうが求めてくると思いますので、その意見書の中で町の考えを述べたいと思います。

以上です。（「じゃかい溜池むけ流すとやろがね。」と発言する者あり）

○議員（中津 克司君） 湿原ということで先ほどから協議されてるわけですけども、川南湿原との関連、これはどうなるんでしょうか。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの中津議員の御質問にお答えします。

川南湿原は新橋溜池のほうになりますので、今回新茶屋地域の溜池とは別になります。

以上です。

○議員（中津 克司君） 場所的にはそうかもしれませんけれども、地下水の流れ、それを見ると、私は多少なりとも関連があるんじゃないかというふうに思っております。1,500万、1,600万弱もらって、大事な川南の湿原をどうするのか、どうなるのか。これは不明、わからないというふうに私は考えております。

そこで、この問題につきましては、土地の処分ということで付託先が総務厚生になろうかと思えますけれども、川南湿原等のこともあれば文教産業、そこ辺も入った中での協議が必要かと思えますがいかがでしょうか。

○議長（竹本 修君） この件につきましては、議会内ということでございますので、後で検討させていただきたいと思えます。

○議員（中津 克司君） はい、いいです。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思えますが、御異議ありませんか。（「協議するっちゃないですか。あとで。」発言する者あり）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は総務厚生常任委員会に付託します。

先ほどの中津議員の件につきましては、後ほど検討させていただきたいと思えます。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時00分休憩

午前10時10分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第10 議案第49号 「平成26年度川南町一般会計補正予算（第4号）」

日程第11 議案第50号 「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」

日程第12 議案第51号 「平成26年度川南町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第13 議案第52号 「平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）」

日程第14 議案第53号 「平成26年度川南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」

日程第15 議案第54号 「平成26年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」

日程第16 議案第55号 「平成26年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」

日程第17 議案第56号 「平成26年度川南町水道事業会計補正予算（第1号）」

以上8議案を一括議題とします。

これから本8議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（川越 忠明君） 議案第49号「平成26年度一般会計補正予算（第4号）」の2款1項諸費の19節840万の件でございますが、青色パトカーの導入負担金6台となっておりますけども、今現在、川南町に1台でこれが賄なっとるかどうかわかりませんが、それにしても各自治公民館に1台いうと、その利用性、必要性があるのかということちょっと気になりましてお尋ねしました。これをやっぱ6台となると、後の管理維持費がどのくらいかわかりませんが大変ではなかろうかと。例えば、車の保険とかいろんな維持費、それに運転手とかも兼ねて、ちょっと聞くだけ聞いておきたいと思っております。よろしくお尋ねいたします。

それから、議案第49号の「26年度一般会計補正予算（第4号）」の29ページ、19節負担金補助及び交付金についてでございますが、この一時預かり事業っていうのは、前回よりも、前回53万が今度は159万と3倍になってますけど、これの増額のあれと、保育所関係、どここの保育所かちょっとお尋ねします。（「ページは」と呼ぶ者あり）ページはさっき25ページと、青色パトカーは19ページですね。その後が25ページですね。（「4行目です」と呼ぶ者あり）ということですが、よろしいですか。

○まちづくり課長（永友 尚登君） この19ページの青色パトロールカー導入負担金の840万の件ですが、これは補足説明でも申し上げましたが、日本財団の実施する事業であります。前身は日本船舶振興会なんですけど、事業の目的としては、青パトの活動を通じ、地域が一体となった安全・安心なまちづくりを目指すため、その活動をさらに拡充できるよう青パト車を助成する事業であるということで、県内では本年2月に日南市のほうに9台、これは日南

地区防犯協会のほうで申請していただいております。

今年度から、4月1日から自治公民館長制度を設けまして、現在自治公民館長さんが各地区を回られたり、またお知らせ等の配布等もいただいております。現在のところ御自分の車使って回られてるわけなんです、これを青色パトロールカーで区内を回っていただくと、まずそういった防犯面とか安全・安心なまちづくりに十分こう、6台6地区を走っていただけるだけでも。それと、各地区とも、小学校のそばに公民館というか別館建っておりますので、非常に防犯上の効果があるんじゃないかなということがあります。

それでもう一つが、必要性といいますか、現在自治公民館長さんにつきましては、自分の車で回ってらっしゃいますので、町の規則に従いまして、キロ30円のそういった費用弁償を出してるわけなんです、これ年に直しますと、まだ途中なんです、大体ここ今までの実績から、年間で約25万ぐらい費用がかかるような計算になります。それを青パト導入してその後は、申請自体は役場ができません。自治体はできませんので、自治公民館長会で申請していただいて、維持管理については役場のほうに委託するようなことで、それを役場のほうが管理委託しますが、先ほど言いました約25万の費用弁償を支払うよりも、この青パトを使ったガソリン代とか支給したほうが、支給というか出したほうが、後の車検代等とか維持管理費も出ますので、いろいろな面からも合理的じゃないかなということで申請をさせていただいているところであります。

以上です。

○福祉課長（篠原 浩君） 川越議員の御質疑にお答えいたします。

19節補助金282万9,000円の内容でございますが、これにつきましては一時預かり事業を私立の十文字、東、川南と中央でやっている状況でございますが、この私立分に対しまして補助金を出すものでございます。

当初予算で、前年度が1園当たりの基準単価が53万円ございましたので、当初予算で53万円の3校分ということで計上しておりましたが、補助基準単価が1校当たり147万3,000円に引き上げられましたので、147万3,000円の3園分ということで計算し直しまして、当初予算との差額分の282万9,000円を計上するものでございます。

以上です。

○議員（川越 忠明君） その53万が3倍にふくれあがったその理由は何ですかね。

○福祉課長（篠原 浩君） 3倍に引き上がった理由っていう部分に関しては、特段その内容的にはこちらのほうには来ておりませんが、一時預かり事業の必要性とかそういう部分を勘案してこの部分で広めていただきたいということで、補助基準の単価部分が若干引き上げられたのかなと推測しております。

以上です。（「はい、終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（竹本 修君） ほかにありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 補正予算の議案49号ですね。31ページの農地費の工事請負費って

いうんですか、が7件と、それがどこなのかということと、41ページの災害用施設災害復旧費の農地と農地用施設災害、この場所、17カ所と5カ所と書いてありますが、どこなのか教えていただきたいと思います。

それと、43ページの道路災害復旧工事23カ所と、その下の河川災害復旧工事3カ所、どこか教えていただきたいと思います。（「書いてないからよ。」と発言する者あり）

○農地課長（新倉 好雄君） ただいまの内藤議員の御質問にお答えいたします。

議案書31ページの15節の工事費、農道補修工事ほか7件の箇所、場所と、同じく41ページの災害復旧費の中の工事請負費、農地災害17カ所、農業用施設災害の5カ所につきましては、箇所数が非常にたくさんあるために、別表を後ほど提出させていただきたいと思いますので、そのように御了承いただきたいと思います。

以上です。

○建設課長（村井 俊文君） 内藤議員の御質疑にお答えします。

工事箇所でございますが、河川災3カ所、道路災が23カ所ございまして、大変多ございますので、後から位置図にプロットして提出したいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（濱本 義則君） 「平成26年度川南町一般会計補正予算（第4号）」のうち、39ページでございます。教育費の10款2項の設計委託料の件でございますけれども、説明によりますと、小学校の工事という説明が本会議でございましたけど、これはいつ予定されてどういう工事なのかをちょっと教えていただきたい。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの濱本議員の御質問にお答えいたします。

13節委託料の設計委託料197万3,000円ですが、屋内運動場照明器具等の耐震改修工事を平成27年度以降に予定をしております。現在、川南小学校と通山小学校が、既に今年度実施しておりますので、来年度以降に東小学校、多賀小学校、山本小学校を夏休みの期間を使ってうまく改修工事をするためには、今年度から委託設計をしておくのが適当という判断から、今回の予算計上したところでございます。

あと、あわせまして東小学校の屋根の防水工事、こちらも平成27年度以降に行う予定ということで、こちらも同様な考え方によって、本年度の今の時期の予算計上となるものです。

以上です。

○議員（濱本 義則君） 問題になっております建物の耐震は大体済んでおる、全国的にです。ただ、そういった天井とか照明が、まだ不完全だというニュースは聞いておりますけれども、今の説明ですと、小学校はそれで全部終わる。中学校はどうなっとるんです。

○教育課長（米田 政彦君） ただいまの濱本議員の御質問にお答えします。

中学校につきましては、本年度に設計を、既に当初予算でしておりますので、来年度に工事着工に予定しております。

以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（米山 知子君） 議案第49号の「平成26年度川南町一般会計補正予算」31ページの補足説明にあったんですが、1項農業費の中の経営所得安定対策直接支払推進事業で、尾鈴地域農業再生協議会補助金てありますが、これが「尾鈴農協、都農町と合同で職員を採用し事業を行うための人件費」とあるんですが、これはそれぞれのところでの人件費負担があるのか。で、この職員はどこに配置されるのかを教えてくださいたいと思います。

○産業推進課長（押川 義光君） 米山議員の御質問にお答えいたします。

3つの団体で運営しておりますけれども、職員の給与と申しますのは、都農町と川南町で負担するというようになっております。

それから、仕事場っていうところでございますが、昨年度発足いたしました尾鈴地域農業再生協議会、名貫の染川木工所の近くになりますけれども、そこで現在も勤務しておりますけれども、そこで勤務することになります。

以上です。

○議員（米山 知子君） 都農町とということは、都農町も225万円を出すということですか。

○産業推進課長（押川 義光君） はい。都農町と同額を予算計上しております。

以上です。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に、議案第50号、議案第54号、議案第55号は総務厚生常任委員会に、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第56号は文教産業常任委員会にそれぞれ付託します。

日程第18 議案第57号 「平成25年度川南町水道事業会計利益剰余金の処分について」を議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第19 認定第1号 「平成25年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」

日程第20 認定第2号 「平成25年度川南町特別会計等歳入歳出決算認定について」

日程第21 認定第3号 「平成25年度川南町水道事業会計決算認定について」

以上3案件を一括議題とします。

これから本3案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（内藤 逸子君） 町税の収納率について伺います。町民の所得動向をどのように捉えているのか伺います。

○税務課長（杉尾 英敏君） ただいまの内藤議員の御質疑にお答えいたします。

本年度の所得等に関しましては、口蹄疫以降、農家の方々が落ち込んだ傾向がありますけれども、昨年度の傾向につきましては、農家さんの一般農家の方々の収入のほう若干上回りつつあるようでございまして、今年度の収入につきましては若干その分上がっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（竹本 修君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております案件を慎重に審議するため、会議規則第39条第1項の規定により、各常任委員会から議長及び監査委員を除く6名の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を、同じく5名の委員で構成する特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹本 修君） 異議なしと認めます。したがって、本3案件については、6名の委員会で構成する一般会計決算審査特別委員会及び5名の委員で構成する特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託して審議することに決定しました。

したがって、認定第1号は一般会計決算審査特別委員会に、認定第2号及び認定第3号は特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会にそれぞれ付託します。

各常任委員会はそれぞれ委員を選出してください。

しばらく休憩します。

午前10時31分休憩

.....
午前10時31分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

御報告します。一般会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から河野幸夫君、米山知子君、川越忠明君、文教産業常任委員会から徳弘美津子君、山下壽君、林光政君、特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会委員に、総務厚生常任委員会から内藤逸子君、濱本義則君、税田榮君、文教産業常任委員会から川上昇君、児玉助壽君、以上、一般会計決算審査特別委員会委員に6名、特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会委員に5名を選任することに決まりました。

それぞれの決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

しばらく休憩します。

午前10時33分休憩

.....

午前10時33分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

御報告します。ただいま設置されました一般会計決算審査特別委員会の委員長に徳弘美津子君、同副委員長に河野幸夫君が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。また、特別会計等水道事業会計決算審査特別委員会の委員長に川上昇君、同副委員長に内藤逸子君が、委員会条例第7条第2項の規定により互選されました。

なお、それぞれの決算審査特別委員会は、19日の会議において審査結果を委員長から報告願います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

○議長（竹本 修君） なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会ごとの審査をお願いします。

午前10時34分散会
